



2022年5月19日

各 位

東京都中央区日本橋室町四丁目1番11号
会社名 堀田丸正 株式会社
代表者名 代表取締役社長 平岩 誠
(コード番号 8105 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
矢部 和秀
(TEL 03 - 3548 - 8123)

(訂正)

「監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2022年5月18日に公表いたしました「監査等委員会設置会社への移行、役員の異動及び定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正箇所及び訂正内容

(1) 訂正箇所

2. 役員の異動について

(2) 監査等委員である取締役の候補者

3. 定款一部変更について

(2) 変更の内容

内容については別紙のとおりです。

(2) 訂正内容

(訂正前)

2. 役員の異動について

(2) 監査等委員である取締役の候補者

当社を存続会社とする吸収合併方式で、当該子会社は解散いたします。

氏名	新役職 (予定)	現役職
伊井 三喜男	取締役 (常勤監査等委員)	監査役 (常勤)
小島 茂	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役
大塚 一暁	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役

(訂正後)

2. 役員の異動について

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職 (予定)	現役職
伊井 三喜男	取締役 (常勤監査等委員)	監査役 (常勤)
小島 茂	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役
大塚 一暁	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役

(訂正前)

3. 定款一部変更について

(2) 変更の内容

内容については別紙のとおりです。

(訂正後)

別紙添付もれのため添付いたします。

以 上

定款変更 (案)		(下線は変更部分を示します)
現 行 定 款	変 更 案	
第 1 章 総則	第 1 章 総則	
第 1 条～第 3 条 <条文省略>	第 1 条～第 3 条 <現行どおり>	
(機関の設置)	(機関の設置)	
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	
(1) 取締役会	(1) 取締役会	
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>	
(3) <u>監査役会</u>	<削除>	
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人	
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 <現行どおり>	
第 2 章 株式	第 2 章 株式	
第 6 条～第 1 3 条 <条文省略>	第 6 条～第 1 3 条 <現行どおり>	
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会	
(招集)	(招集)	
第 1 4 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。	第 1 4 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。	
2. 前項のほか、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。	2. 前項のほか、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。	
<新設>	3. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>	
第 1 5 条および第 1 6 条 <条文省略>	第 1 5 条および第 1 6 条 <現行どおり>	
(参考書類等のインターネット開示)		
第 1 7 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、 <u>連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u>	<削除>	
<新設>	(電子提供措置等)	
	第 1 7 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について <u>電子提供措置をとる。</u>	
	2. 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部に</u>	

ついて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

第18条および第19条 <条文省略>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、14名以内とする。

<新設>

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. <条文省略>

3. <条文省略>

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

<新設>

<新設>

第23条および第24条 <条文省略>

(招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで

第18条および第19条 <現行どおり>

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、14名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. <現行どおり>

3. <現行どおり>

(取締役の任期)

第22条 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

<削除>

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条および第24条 <現行どおり>

(招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで

に各取締役 および各監査役 に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役 及び監査役 の全員の合意があるときは、収集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第27条 <条文省略>

(代表取締役および役付取締役)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. <条文省略>
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第29条 <条文省略>

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第31条～第33条 <条文省略>

第5章 監査役および監査役会

(員数)

に各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の合意があるときは、収集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 <現行どおり>

(代表取締役および役付取締役)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. <現行どおり>
3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名を選定し、また必要に応じ、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第29条 <現行どおり>

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条～第33条 <現行どおり>

<削除>

<削除>

第34条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役を選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の満了の時までとする。

(欠員)

第37条 監査役が辞任その他の事由により退任した場合において、法定の員数を欠くに至らないときは、補欠の選任を行うことを要しない。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、その決議において監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(招集通知)

第41条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある時は、召集の手続きを経ないで監査役会を開催することがで

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

きる。

(決議の方法)

第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名押印する。

(監査役の実任免除)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<新設>

<新設>

<新設>

<削除>

<削除>

<削除>

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

<新設>

(監査等委員会の決議方法)

第36条 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

<新設>

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

<新設>

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第6章 会計監査人

第45条および第46条 <条文省略>

第39条および第40条 <現行どおり>

(会計監査人の報酬等)

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により、監査役会の同意を得て定める。

第41条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議により、監査等委員会の同意を得て定める。

第48条 <条文省略>

第42条 <現行どおり>

第7章 計算

第7章 計算

第49条～第51条 <現行どおり>

第43条～第45条 <現行どおり>

<新設>

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

<新設>

第1条 当社は第118期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

<新設>

(株主総会の場所に関する経過措置)

第2条 第14条第3項の場所の定めのない株主総会を可能とする規定は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が

<新設>

実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第3条 第118期定時株主総会の決議による、変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、前項で言う変更前定款第17条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。

3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。